

財 関 第 3 4 1 号
平成 27 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行及び税関業務の運用改善を図るために、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。
別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 4 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を次のように改正する。
別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 5 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。
（ 税関様式の一部改正 ）

税関様式C第 5290 - 9 号を別紙 5 - 1 のように、税関様式C第 5290 - 15(1) 号を別紙 5 - 2 のように、税関様式C第 5360 号を別紙 5 - 3 のように、税関様式C第 5640 号を別紙 5 - 4 のように、税関様式C第 5642 号を別紙 5 - 5 のように、税関様式C第 5644 号を別紙 5 - 6 のように、税関様式C第 5660 号を別紙 5 - 7 のように、税関様式C第 5662 号を別紙 5 - 8 のように、税関様式C第 5840 号を別紙 5 - 9 のように、税関様式C第 5842 号を別紙 5 - 10 のように、税関様式C第 5844 号を別紙 5 - 11 のように、税関様式C第 5860 号を別紙 5 - 12 のように、税関様式C第 5862 号を別紙 5 - 13 のように、税関様式C第 5863 号を別紙 5 - 14 のように、税関様式C第 5866 号を別紙 5 - 15 のように、税関様式C第 5868 号を別紙 5 - 16 のように、それぞれ改めるとともに、税関様式P第 8020 号を削除する。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 5 - 17 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第 6 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について (平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号)

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第 7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて (平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。